

座間市災害時受援計画の概要

1 本計画の目的

大規模災害発生時、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても非常時優先業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

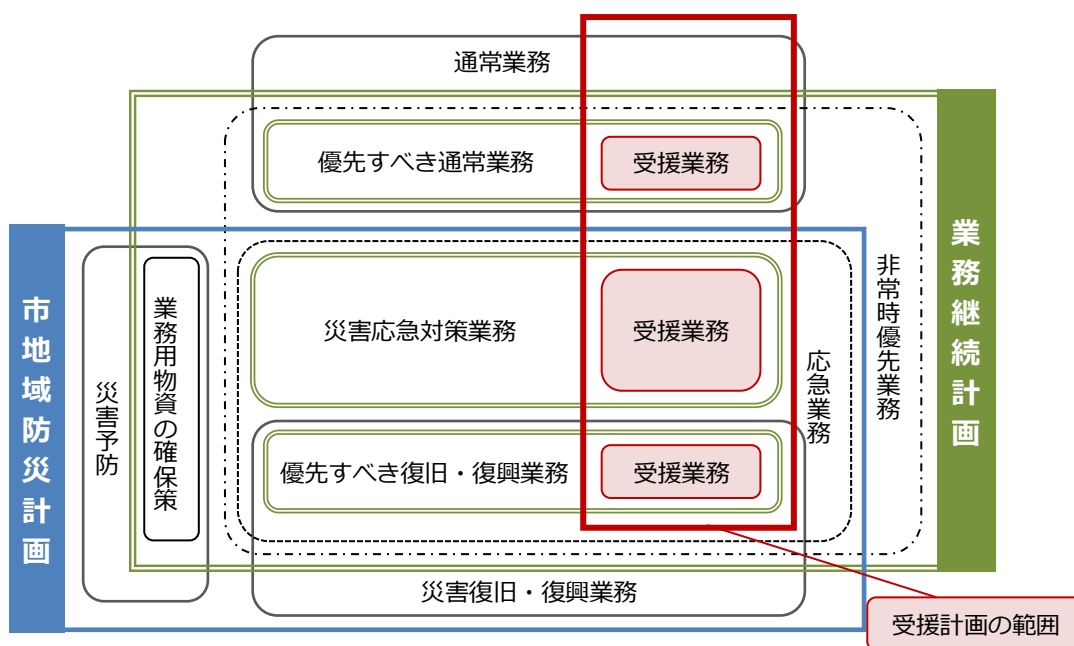
一方、被災市町村では、受援に対する役割分担等が確立していなかったことから、応援者の力を十分に生かすことができなかったといった課題が発生している。

こうしたことから、国では、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成 29 年 3 月）」、「市町村のための人的応援の受入に関する受援計画作成の手引き（内閣府、令和 2 年 4 月策定、令和 3 年 6 月改訂）」、神奈川県では、「神奈川県災害時広域受援計画（神奈川県、平成 26 年 4 月策定、令和 2 年 3 月修正）」を公表するなど、市町村の受援体制の整備を図っている。

座間市災害時受援計画（以下「本計画」という。）は、国のガイドラインや手引き、神奈川県災害時広域受援計画に準拠しつつ、市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時に、市業務継続計画を補完しながら、本市が主体となって、広域応援等を効果的に受け入れ、本市職員と応援者が連携し、災害対応策、災害復旧・復興に取り組んでいけるよう作成するものである。

2 本計画の位置づけ

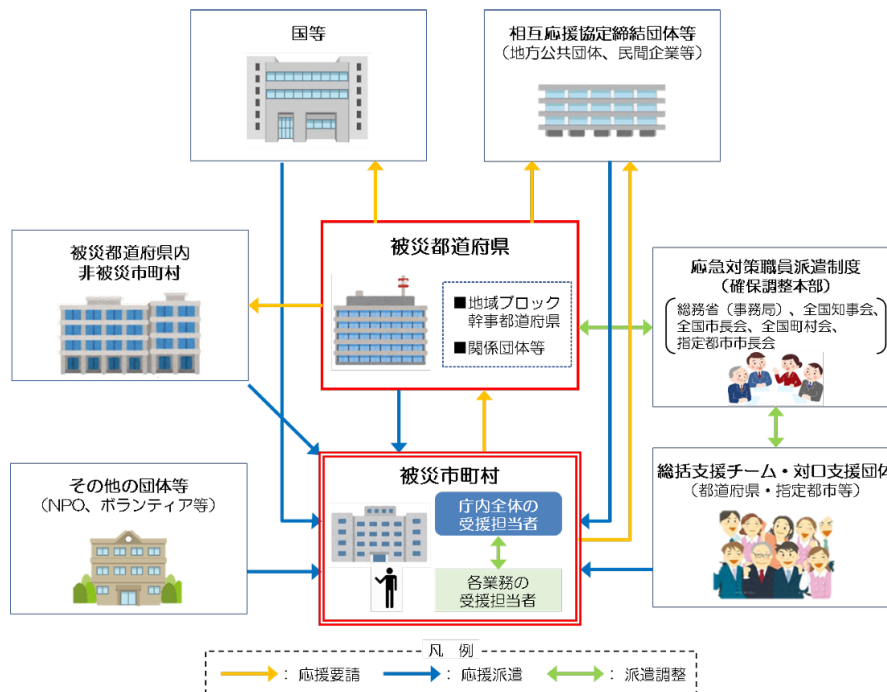
本計画は、市地域防災計画、市業務継続計画に定める業務を災害時に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであることから、市地域防災計画と市業務継続計画を下支えするものとして位置づける。



3 本計画の内容

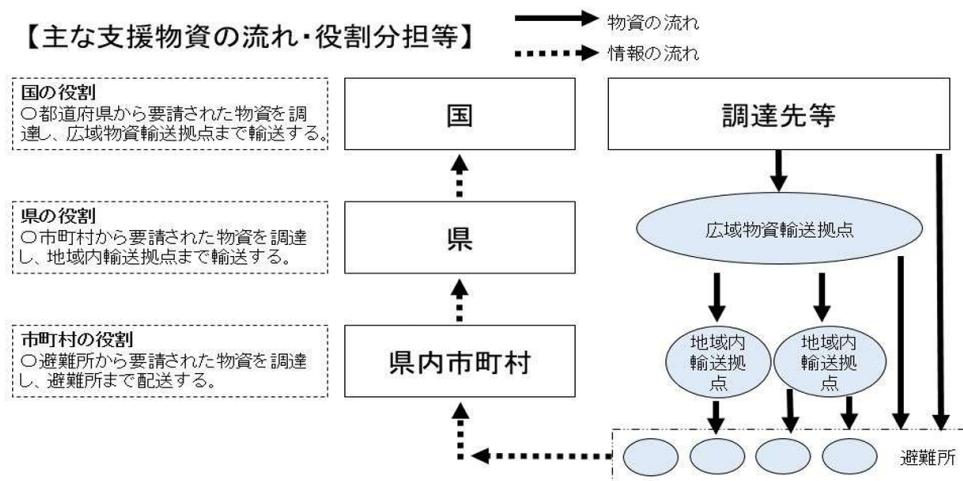
本計画では、人的・物的支援の要請から受入の概要を定めている。

1 人的支援の概要



出典：市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（内閣府、令和3年6月改訂）

2 物的支援の概要



出典：神奈川県災害時広域受援計画